排水基準を定める省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令（昭和四十六年総理府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
附　則 （経過措置） 2　附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水（窒素又は燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、平成三十五年九月三十日（天然ガス鉱業にあっては、平成三十三年九月三十日）までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 附則別表	**附　則** （経過措置） 2　附則別表の上欄の項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場に係る排出水（窒素又は燐が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）及びこれに流入する公共用水域に排出されるものに限る。）の汚染状態についての法第三条第一項の排水基準は、平成三十年九月三十日までの間は、第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 附則別表

項目	業種	許容限度
窒素含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）	天然ガス鉱業	一六〇（日間平均一五〇）
	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	一三〇（日間平均一一〇）
	酸化コバルト製造業	三〇〇（日間平均一〇〇）
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	四一〇〇（日間平均三一〇〇）
燐含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	二二（日間平均一八）
備考 （略）		

項目	業種	許容限度
窒素含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）	天然ガス鉱業	一六〇（日間平均一五〇）
	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	一七〇（日間平均一四〇）
	酸化コバルト製造業	四〇〇（日間平均一二〇）
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	四二五〇（日間平均三五〇〇）
燐含有量（単位　一リットルにつきミリグラム）	畜産農業（令別表第一第一号の二イに掲げる施設を有するものに限る。）	二五（日間平均二〇）
備考 （略）		

附　則

この省令は、平成三十年十月一日から施行する。